

## 契約の適正化に向けて

(一社)日本サッシ協会では、国土交通省策定「建設業法令遵守ガイドライン」、経済産業省策定「建材・住宅設備産業取引ガイドライン」を受け、建設業法、独占禁止法、下請代金法の周知を図り、元請下請関係の適正化に基づく対等なパートナーシップの構築を推進しております。ぜひこの機会にアルミフロント取扱店の皆様も契約適正化にお取り組みいただき、元請様との対等な関係構築、公正かつ透明な取引の実現を図っていただくようお願いいたします。

### 1 お取引先との基本契約を締結しましょう。

適正かつ円滑な取引の実行を約束する証書として、取引条件等を明確にしておくことが重要です。製品販売の場合は売買基本契約書、工事を請け負う場合は工事下請負基本契約書などがあります。



### 2 必要事項が記載された注文書をいただくようにしましょう。

注文書を受け取らずに工事着手した場合、その後の工事中止、条件・仕様変更等について、その対価を適正に受け取れなくなるリスクがあります。建設業法第19条で定める14項目（建設業法 第19条参照）\*の記載がある注文書をいただくようにしましょう。  
\*基本契約を締結している場合、最低でも以下の7項目の記載が必要です。  
{工事名・工事内容・契約金額・工期・支払い時期・支払い方法・納入場所}



### 3 契約締結前に着手するのはやめましょう。

契約内容が曖昧のまま（口約束契約）工事が進むと契約締結時から、追加、変更契約まで悪影響を引き起こすことがあります。



### 4 変更・追加は都度契約してから対応しましょう。

後からまとめて精算は困難です。打合せ議事録署名捺印でその都度内容と金額を先方に確認しましょう。元請様も御施主様に請求しやすくなります。



### 5 契約に無いコスト負担を無くしましょう。

製作取付図\*(施工図)は契約書と同じです。契約範囲外は詳細作図しないようにしましょう。  
\*製作取付図に関する参考資料はアルミサッシメーカー各社にお問い合わせください。



# 参考資料

## 国土交通省 建設業法令遵守ガイドライン(第5版)

[http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei\\_const\\_tk1\\_000002.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk1_000002.html)

### 建設業法令遵守ガイドライン（第5版）

— 元請負人と下請負人の関係に係る留意点 —

国土交通省土地・建設産業局建設業課

平成29年3月

## 経済産業省 建材・住宅設備産業取引ガイドライン (平成29年3月改訂)

[http://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/mono/seikatsuseihin/index.html](http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/seikatsuseihin/index.html)

### 建材・住宅設備産業取引ガイドライン

(建材・住宅設備産業における調達取引等の取組のガイドライン)

— 競争業者（発注主）が遵守すべき義務と禁止事項及び取引事例 —

平成20年3月

平成22年6月改訂

平成26年3月改訂

平成27年3月改訂

平成29年3月改訂

経済産業省

## (一社)日本サッシ協会 ビル建材契約適正化ハンドブックⅢ

こちらの冊子については、  
アルミサッシメーカー各社にお問い合わせください。

### ビル建材契約適正化ハンドブックⅢ

一般社団法人 日本サッシ協会

一般社団法人 カネケール・防火開口部協会